

福岡医発第2300号(保)

平成16年 3月30日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 関 原 敬次郎



平成16年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて

平成16年度生活保護法による出産扶助について、生活保護基準の改正に伴い、別紙のとおり取扱う旨、福岡県保健福祉部より通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



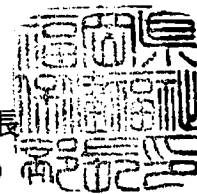
15 監保第 10070 号-5

平成 16 年 3 月 29 日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部長

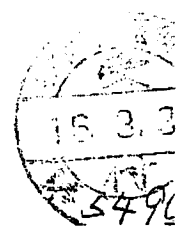
(監査保護課医療・電算係)



平成 16 年度生活保護法による出産扶助の取扱いについて (通知)

生活保護法の運営に当たっては、平素から御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 16 年度生活保護法による出産扶助については、生活保護基準の改定により、別紙のとおり取り扱いますので、ご了承くださいますようお願いいたします。



生活保護法による出産扶助の取り扱い(16. 4. 1)

NO. 1

1 北九州市・福岡市で出産した場合について

1 基準額	施設分べん 155,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)		居室分べん 204,000 円以内
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 113,220 円以内 7 日入院の場合 132,090 円以内 8 日入院の場合 150,960 円以内		イ 助産師等、助産施設での分べん 6 日入院の場合 53,280 円以内 7 日入院の場合 62,160 円以内 8 日入院の場合 70,690 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内		5,400 円以内
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 273,620 円以内 358,620 円以内 7 日入院 292,490 円以内 377,490 円以内 8 日入院 311,360 円以内 396,360 円以内		イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 213,680 円以内 298,680 円以内 7 日入院 222,560 円以内 307,560 円以内 8 日入院 231,090 円以内 316,090 円以内
(基準+入院料 +衛生材料費)			
4 居室分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)		衛生材料費 5,400 円以内
	合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)		
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 155,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)		衛生材料費 5,400 円以内
	合 計 180,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)		
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 155,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内		

(参考) 入院料算定基礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料		一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)	
	I 群 1	I 群 2	I 群 3	I 群 4	I 群 5		7日以内	8~14日以内
	1,209	1,107	939	842	783			
			452	9	25	192	1,887	

助産師等、 助産施設	有床診療所入院基本料		有床診療所初期加算		地 域 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数(1日当たり)	
	I 群加算		7日以内	8~14日以内			7日以内	8~14日以内
	504		223	188	9	152	888	853
	I 群 1	489						
	I 群 2	458						
	I 群 3	415						

(注)① 病院・診療所の算出基礎は「I 群 1」を適用している。
② 助産師等、助産施設の算定基礎は「I 群 加算」を適用している。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(16. 4. 1)

2 久留米市・飯塚市で出産した場合について

NO. 2

1 基準額	施設分べん 155,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 6 日入院の場合 112,980 円以内 7 日入院の場合 131,810 円以内 8 日入院の場合 150,840 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 8 日入院の場合 53,040 円以内 7 日入院の場合 61,880 円以内 8 日入院の場合 70,370 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 273,380 円以内 358,380 円以内 7 日入院 292,210 円以内 377,210 円以内 8 日入院 311,040 円以内 396,040 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 213,440 円以内 298,440 円以内 7 日入院 222,280 円以内 307,280 円以内 8 日入院 230,770 円以内 315,770 円以内
(基準+入院料 +衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内)	衛生材料費 5,400 円以内
	合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 155,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 160,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 155,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料		一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)	
	I 群 1	1,209	452	5	25	192	1,883	
	I 群 2	1,107						
	I 群 3	939						
	I 群 4	842						
	I 群 5	783						

助産師等、 助産施設	有床診療所入院基本料		有床診療所初期加算		地 域 加 算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)	
			7日以内	8～14日以内	5	152	7日以内	8～14日以内
	I 群加算	504	223	188			884	849
	I 群 1	489						
	I 群 2	456						
	I 群 3	415						

(注)① 病院・診療所の算出基礎は「I 群 1」を適用している
② 助産師等、助産施設の算定基礎は「I 群 加算」を適用している。

生活保護法による出産扶助の取り扱い(16. 4. 1)

3 北九州市・福岡市・久留米市・飯塚市を除いた地域で出産した場合について

NO. 3

1 基準額	施設分べん 155,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 居宅分べん 204,000 円以内	
2 加算 (1)入院料	ア 病院、診療所での分べん 8 日入院の場合 112,680 円以内 7 日入院の場合 131,460 円以内 8 日入院の場合 150,240 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 8 日入院の場合 52,740 円以内 7 日入院の場合 61,530 円以内 8 日入院の場合 69,970 円以内
(2)衛生材料費	5,400 円以内	
3 施設分べん 出産扶助の合計	ア 病院、診療所での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 273,080 円以内 358,080 円以内 7 日入院 291,860 円以内 376,860 円以内 8 日入院 310,640 円以内 395,640 円以内	イ 助産師等、助産施設での分べん 一般基準 特別基準 6 日入院 213,140 円以内 298,140 円以内 7 日入院 221,930 円以内 306,930 円以内 8 日入院 230,370 円以内 315,370 円以内
(基準+入院料 +衛生材料費)		
4 居宅分べん	基準額 204,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 209,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内)	
5 異常分べん	分べん料 施設分べん基準額 155,000 円以内 (特別基準 240,000 円以内) 衛生材料費 5,400 円以内 合 計 160,400 円以内 (特別基準 245,400 円以内) 入院料、手術料等は医療扶助を適用する。(別冊問答集 問277参照)	
6 人工妊娠中絶	医療扶助により行い、出産扶助は適用しない。ただし、妊娠4か月以上で正常分娩と同様な 介助等が必要な場合、必要な範囲内で出産扶助を適用する。(別冊問答集 問278参照) 施設分べん基準額 155,000 円以内 (特別基準は適用しない) 衛生材料費 5,400 円以内	

(参 考) 入 院 料 算 定 基 礎 (単位:点)

病院、診療所	一般病棟入院基本料		一般病棟初期加算 (14日以内)	地 域 加 算	療養環境 加 算	食 事 療 養 費	適用合計点数 (1日当たり)	
	I 群 1	1,209						
	I 群 2	1,107	452		25	192		1,878
	I 群 3	939						
	I 群 4	842						
	I 群 5	783						

助産師等、 助産施設	有床診療所入院基本料		有床診療所初期加算		地 域 加 算	食事療養費	適用合計点数(1日当たり)	
	I 群加算	504	7日以内	8~14日以内			7日以内	8~14日以内
	I 群 1	489	223	188		152	879	844
	I 群 2	458						
	I 群 3	415						

(注)① 病院・診療所の算出基礎は「I 群 1」を適用している
② 助産師等、助産施設の算定基礎は「I 群 加算」を適用している。

生活保護法による出産扶助基準額の変更について(No.1)

・施設分べん基準額

(15年度)149,000 円以内

→

(16年度)155,000 円以内

	6日入院			7日入院			8日入院		
	H15年度	H16年度	差	H15年度	H16年度	差	H15年度	H16年度	差
病院、診療所									
一般基準	267,420	273,420	6,000	286,290	292,290	6,000	305,160	311,160	6,000
助産師等									
一般基準	207,480	213,480	6,000	216,360	222,360	6,000	224,890	230,890	6,000

※ その他については変更はありません。

生活保護法による出産扶助基準額の変更について(No.2)

・施設分べん基準額 (15年度) 149,000 円以内 (16年度) 155,000 円以内 →

	6日入院			7日入院			8日入院		
	H15年度	H16年度	差	H15年度	H16年度	差	H15年度	H16年度	差
病院、診療所									
一般基準	267,180	273,180	6,000	286,010	292,010	6,000	304,840	310,840	6,000
助産師等									
一般基準	207,240	213,240	6,000	216,080	222,080	6,000	224,570	230,570	6,000

※ その他については変更はありません。

生活保護法による出産扶助基準額の変更について(No.3)

・施設分べん基準額

(15年度)149,000 円以内

→

(16年度)155,000 円以内

	6日入院			7日入院			8日入院		
	H15年度	H16年度	差	H15年度	H16年度	差	H15年度	H16年度	差
病院、診療所									
一般基準	266,880	272,880	6,000	285,660	291,660	6,000	304,440	310,440	6,000
助産師等									
一般基準	206,940	212,940	6,000	215,730	221,730	6,000	224,170	230,170	6,000

※ その他については変更はありません。